

		<p>事を受けていく方針をなぜ立てないのかというのを、逆に私は質問させていただきたいと思います。以上です。</p>
	大野委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの3点についてご回答があればお願いいたします。</p>
	所管局	<p>入札監視委員会、実際は評価委員会という名前ですが、今回設置した概要を説明させていただきます。</p>
	外郭団体	<p>横浜市にも入札等監視委員会がありますが、こちらの方は入札等評価委員会という形で行っております。先日、委員の方3名に委嘱を行いまして、業務の概要を説明しております。委員の方は、弁護士の方、建築がご専門の大学教授の方、あと公認会計士の方ということで、市のOBですとか公社OBは一切入れておりません。そういった意味で、これは委員の方に公社の入札について、例えば工事の安全性であるとか、業務の進め方等についても幅広くご意見をいただいて、その結果を公表し、それに基づいて改革・改善を進めていくと考えております。第1回は1月に開催します。この時点では3月と年度いっぱいかかるかなと思ったのですが、前倒して準備を進めておりますので、1月に第1回の委員会を開催いたします。</p>
	所管局	<p>そこでご意見等をいただきながら、さらに公正性を保つと考えております。</p> <p>簡易型についてはご理解いただいたということですが、どれぐらい簡易型と通常型があるかということ、2000万円未満の工事が大体7割から8割ぐらいあります。そちらのほうがほとんど多くて細かい工事になっています。通常型というのは、それよりちょっと大きな施設の機械の器具の取りかえだとか、大規模な屋根の改修とかというもので、機械の器具の取りかえなどは元々の納入業者さんにやってもらったりするようなこともあります。どちらも市でできないことはないのですが、やっていくとやはり市のほうの入札手続とか設計書の作成とかいろいろなところで時間もかかったり人工もかかるというところがありまして、これは保全公社にやってもらった方が効率的でコストもかからないので一番いいのではないかと判断をしております。</p> <p>それからもう一点、民間からも仕事を受けた方がいいのではないかとということですが、保全公社は、横浜市の公共建築物に関する保全を行うという、公共建築物をメインにやっておりますので、民間を対象にはしていません。</p>
	外郭団体	<p>ほかには横浜市立大学などです。今は別法人になりましたので。</p>
	所管局	<p>設立趣旨からいって、そこまで手を広げると、公益財団法人として営利の方に近くなってくる可能性もありますので、今まではそういう議論はしておりませんでした。ちょっとそこは難しいかなと考えているところです。</p>

<p>大野委員長 鴨志田委員</p>	<p>では、鴨志田委員。</p> <p>ご説明ありがとうございます。私がちょっと理解していない部分があるので何点かご質問させていただきたいと思います。</p> <p>5ページの修繕業務等の実施を委託する理由というところにまとめられていますが、3年前の委員会で「事業等の再整理が必要な団体」という位置づけになったわけですが、当然公社さんの意義そのものを否定したわけではなくて、公社さんが担うべき役割というものを再度整理しましょうと、してはいかがかということだったと思うのです。それを受けて、今年度に至るまでどういうことを検討されたのか、あるいはどういうご認識であるのかをご質問させていただきます。</p> <p>まず1点目が、営繕行政あり方検討委員会ということで、これは平成16年なのですね。10年前です。この10年間に公共建築物、インフラを取り巻く環境というのがいろいろな面で変わっています。その対応するべき、あるいは重点的な問題、例えば財政の問題であったり、あるいは急速に修繕対象が増えていたり、こういうことがあると思います。それについて、特に10年間の変化をどう認識されているかというのが1点目の質問です。</p> <p>2点目は、この2番に「建築業務等を建築保全公社に委託するメリット、理由」と書いてあるのであえてお伺いしたいのですが、現行の場合のデメリットというのは何か確認をされているのかどうか、これが2点目です。</p> <p>その上で3点目は、現行の業務の内容ということで、田邊委員もおっしゃられていましたが、修繕の内容でも市が直接行ったほうがいいのか、民間にしたほうがいいのか、そしてやはり現状の環境を踏まえたならば、公社さんが引き続き重点的にやるべきこと、こういうものを分けることが望ましいというか、期待されていたと思うのですが、そのあたりの検討の経緯と、最終的にこれは整理というよりは引き続き事業の内容、構成を変えないというようにご提案されていると考えておりますので、その部分をちょっとご説明いただければと思います。以上です。</p>
<p>大野委員長 所管局</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>10年たった変化の状況ですが、確かに修繕というか保全業務が急速に増えております。当時の建築保全公社の1年間の業務量、予算は70億円程度だったかと思いますが、今でいうともう予算規模で125億円とか、実際にはもうちょっと増えていきそうな感じで、施設のス톡は膨大にありますのでどんどん修繕しなければいけなくなって、処理し切れないぐらいあります。そういう面では非常に修繕業務というのは必要で、保全公社の重要性はますます高まっていると私どもも思っております。</p>

		<p>デメリットにつきましては正直思いつきません。すみません。</p> <p>もう一つ、先ほどの現行業務の役割というか切り分けが必要ではないかという認識ですが、基本的に元からですが、修繕等の業務に関しましては今、単なる元々の機能を回復する工事については、機能回復と言っていますが、これは保全公社ということで。最近は合理的にやらなければいけないということでリノベーションとか改造とか出てきていますが、その部分についてはいろいろ施設管理者と調整しながらよりよい計画をつくっていかなければいけませんので、そこは本来得意とする建築局のほうが行っております。前から変わってはいませんが、基本的にそういう業務が今増えてきております。機能回復型というのは、やはり従前の状況をよく知っている保全公社に行っていただくのが一番効率的と考えておりますので、その考え方としては我々は間違っていないのではないかと考えております。</p> <p>ちょっとお答えになっているかわかりませんが、とりあえずお答えさせていただきました。</p> <p>機能回復、いわゆる維持・修繕は公社のほうがノウハウを持っているということですか。</p> <p>はい。</p> <p>ということは、同じような種類の業務をほかでもやっているがゆえに。</p> <p>そうですね。学校は500校もありますので、外壁改修とか屋上防水とかというのはどんどんまだまだ先まであります。そういうのは幾らやってもなかなか、終わったところでまた次のものが追いかけてくるような状況になりますので、そういう対応が同じような業務がたくさんありますし、そういう外壁改修とか屋上防水とか塗装といったところのノウハウは十分ありますので、その他の施設でも保全公社が培ったノウハウを生かしていくと。特に防水などは緊急の対応などがあつたりしますので、そういうところは保全公社に行っていただいて助かっているといえますか、実際にうまくいっていると思っています。</p> <p>大野委員長 鴨志田委員 大野委員長</p> <p>鴨志田委員、今のところはよろしいですか。もしありましたら。もう一回咀嚼しておきます。</p> <p>その他、ご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>7ページ目の図で、横浜市が入札を含めて請負業者を決定するまでの期間と、公社が行った場合のタイムスケジュールが比較されています。そうであるならば、私などは、横浜市は逆にその短縮化というのがどうにかできないのかということを思ってしまうのですが、それはどこにあるのでしょうか。要するに、よく春先に予算が決まって、夏の工事までには時間がないと何度も説明を受けており</p>
--	--	--

		<p>ますが、そのところをもっと説明していただきたい。どうしてもいろいろな制約があって、市ではこのような形でしかできないのだと。合理化あるいは機構改革等によってできないということであれば、ある程度その点に関してはわかるところがあるのですが、いかがでしょうか。</p>
所管局		<p>今おっしゃった点はよくわかります。横浜市の発注の場合は、多いのは教育委員会ですが、そちらでの決裁を受けてから財政局に発注するというので、また財政局の中でも稟議がありまして、その辺で決裁の期間が長いということがあります。そうはいつでも今縮めてはいますが、やはり長いというのがあります。一方、公社でいくとその辺の迅速性があるということで、いずれにしても夏休みの工事というのは500数校の学校で大量に発生します。一気に夏休みに工事するというのがどうしても出てきますので、そういう面では非常に迅速に動ける公社の活用が一番好ましいと思っています。</p>
所管局		<p>あと、工事は定型的な内容が多いので、市の場合は新築だとか、物を一からつくる場合とか機能改造というのがありますので、設計図書の図面等も多くなっております。ここで違ってくるのは、保全公社のほうで工事の概要を公告して、その資料を見て質問が出てくるのですが、質問の締め切りまでの期間は、割と定型的になれた業者さんが多いので、そんなに時間をとらなくても大丈夫だと。市の発注ではそれなりの新しい工事を行うということで、その辺は少し時間をとって、設計書の分量も多いですから時間が必要になってきます。そういうところが少しずつ積み上がっている状況で、時間的に市のほうではかかってくる。</p>
遠藤委員		<p>今のご説明なのですが、そうすると、そもそも比較できない、次元が違うものを比較して短い・長いと言っているの、こちらが納得できる説明にはなっていないと感じるのですが。</p> <p>もう一つ、夏に工事が集中してしまうと市では対応できないというのがなぜなのか、まだ私には理解できないので、その点をもう一度ご説明していただければよろしいでしょうか。</p>
所管局		<p>そのためには、年度当初に、またはその前年度までに相当大量の設計とか調査をしなければいけないのですが、ほかの修繕以外の業務も多数抱えておりますので、そういう面からそのピークに人員を導入する。それ以外の非効率というか、公社の場合はその設計をした後に当然工事監理とか継続的な業務がありますし、市でその夏休み工事をターゲットにして人員体制を組むと相当な人員が必要になってきます。そういう面では、保全公社で行っているやり方といいますか、そういうところは保全公社での対応がうまくいっているという、ちょっと説明が難しいのですが、そういう状況です。</p>
所管局		<p>それと、さっきもありましたが、保全公社は機能回復の工事をず</p>

		<p>っと過去から行っています。そのデータを非常に豊富に持っています。そのデータというのは、例えば屋根の防水だったら、この学校ではこういう防水だと、この学校の外壁はこうだと、それをすぐ設計に反映できます。それは非常に大きなメリットだと思いますが、それで設計期間も短くなりますし、人も今言ったように夏休みの工事に、同じ例えば外壁工事シリーズということで、その外壁工事に係る職員を全部配置できる、防水で全部できる、その辺を集中してできるメリットというのがあります。</p>
	所管局	<p>あと、この前説明しなかったのですが、発注方式で、設計して工事を発注するという方式もあるのですが、調査等依頼方式というのもあります。先ほど言いました防水とか外壁とか金属建具というのは、管工事業協同組合というのがありまして、そちらのほうにまず、今年度ここはやらなければいけないということがあったら、そういうところに調査から設計の見積もりまで、そこから委託して行っているということで、機動力が発揮できているところがあります。市の場合は、市内を中心に設計事務所に1件ごと発注して、設計事務所から出てきたものをまた市で調整するというので、効率的にはできない部分があります。そういった調査等依頼方式というの活用しながら行っていくことで、全体的には効率性が図られている、何とか大量のものをこの時期に処理できているということです。</p>
	田邊委員	<p>公社が持っているノウハウというのは、市と共用しないというご発言だったのですが。</p>
	所管局	<p>すみません、それはあくまでも16年度のストックマネジメントの答申で、まさに市と公社は両輪だと。</p>
	田邊委員	<p>そうですね。</p>
	所管局	<p>そのストックマネジメントを生かすためのデータベースというのを市が持っています。その市のデータベースに、例えば公社が行った工事履歴もそこに加えていくという状況です。</p>
	田邊委員	<p>ですので、ノウハウは別に公社だけではなくて、市の方も持っているのですね。</p>
	所管局	<p>もちろん持っています。</p>
	田邊委員	<p>先ほどの説明ですと、公社にノウハウがあるのだからこちらでやった方がいいのだというご説明だったので。</p>
	所管局	<p>すみません、ちょっと言葉が適当ではありませんでした。</p>
	田邊委員	<p>説明を聞いていてもわからない理由は多分そういうところなのです。そういうことを今までやってきたからそうやり続けるのだという理由を一生懸命説明されているだけで、どのようにするのかというところから業務はこうあるべきだという話になっていないのです。</p>
		<p>もう一度申し上げますが、私は公社そのものの存在意義というの</p>

		<p>はものすごくあると思っています。軽微なもの、2000万円未満の工事については迅速に現場主義で対応していくべきだからです。入札も公正さを担保するために監視委員会等を設置しているということだけれども、まとめてある程度の規模にして市の方で入札するということは可能なのではないかとということをずっと申し上げています。</p> <p>つまり、設計とか何かは市のかわりに公社がおやりになられてもいいし、入札の部分だけ市がやって管理のところは公社さんがおやりになってもいいと思っていますのです。ところが、いや、全部一体でなくてはだめだから、わざわざコストと時間をかけて監視委員会までつくるのだと。それが合理的な発想とはなかなか思えないので、その質問をずっと私はさせていただいたのです。</p>
	<p>大野委員長 鴨志田委員</p>	<p>関連して、鴨志田委員から。</p> <p>それに加えてなのですが、先ほど来、新築とか改造については建築局さんがされていると。これは形式化、定式化されていないからということだったと思います。そうすると、新築か改造で建築局、修繕は保全公社という仕分けではなくて、定式化されたものは建築保全公社、市役所のほうでやるべきものは定式化が進んでいないものとか、新たに検討するべきものとか、そのように分けられたら、というのが一つの案です。そういう分け方というのはご検討されたことはありますか。要するに修繕工事といっても、多分多様化して量が非常に増えていると。先ほど来のご説明ですと、学校の校舎等の修繕というのは極めて定式化できるもの。これは効率性を重視すべきなのですね。効率性を重視するものは公社さんが行うというのは理にかなっていると思うのです。ですから、公社さんがされている役割、意味合いは非常に高い。一方で、市の建築局さんのご方針とかそういうもので要検討のものというのは直営で行うというように仕分けてみたらいかがかと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。</p>
	<p>所管局 鴨志田委員 所管局</p>	<p>まさにそうしているところです。</p> <p>そうすると修繕は全部公社という前提で動いているのですか。</p> <p>修繕というのは、先ほども言いました機能回復というのは、もとのように直すということですね。それともう一つあるのは、修繕も含めた機能更新というか、別の機能を付加するようなものについては、それも同じく修繕という範囲ではあるのですが、そちらについては市の局のほうで行って、定型化された修繕、いわゆる機能回復型は公社と、そういう整理はしております。</p>
	<p>鴨志田委員 所管局</p>	<p>そうすると修繕というものはほとんどすべて定式化できるという理解でよろしいのですね。</p> <p>そうですね、はい。機能回復型ですよ。付加する場合は、建築</p>

		局は今後の利用用途なども原局と相談しながら。
鴨志田委員		あとはそのプロセスですよね。プロセスで入札のところからという、それも全部公社さんという理解ですか。
所管局		修繕はそうですね。一連の手続きを公社の中で完結することで、その期間はかなり短くなるということです。先ほど委員がおっしゃった入札契約手続だけ市で行ったらいけないかというお話も確かにありますが、その部分を切り分けるだけでも結構やりとりとか、役所内の手続が若干煩雑化することもありまして、効率性はより低くなると思います。
鴨志田委員		何でそんなに時間がかかるのでしょうか。
大野委員長		現状維持型か、あるいは機能向上型かの仕分けは、市のほうで行っているということですよね。
所管局		そうです。基本的に相談が来て、これはこうだねという仕分けをして行っております。
大野委員長		公社のほうに行っていただくものを仕分けしているのはあくまでも市であると。
所管局		はい、そうです。
大野委員長		あと、私のほうから。最後の8ページに、内製化した場合の人員体制の試算ですが、これについてはどこが試算し、どこがチェックしているのでしょうか。
所管局		それは建築局の私どものほうで試算しています。
大野委員長		建築局でオーソライズしていると。
所管局		そうです。
大野委員長		そうすると結局、もし公社が行っている仕事をすべてなくしてしまった場合には、市の内製化によってこれだけの人員が増えるということですね。
所管局		はい。必要だろうと考えています。
大野委員長		その場合、公社の人員は今現状どれだけですか。
所管局		今60名です。
大野委員長		60名。私は会計をやっていて気になるのは、修繕、いわゆる現状維持型と、機能向上型と、切り分けが非常に微妙な業務ですよね。要するに、現状を維持しながらここを付加していくとか、現状維持しながら機能強化なりやっていくと、こういうことをやっているのだと思いますので、一体化しても私はいいいのかなと思っています。
所管局		機能向上というのは、例えばこの部屋に間仕切りをつくる場合、こちらの空調をまたいじらなければいけないとか、いろいろ調整をします。そういうのは機能を向上させるということで市のほうで行います。ここの例えばペンキだけを塗るとか、天井を壊すとか、あるいは空調機だけをかえると、そういうのは公社のほうでという、ある意味で明確な切り分けだと思っています。

大野委員長	ガラス戸を二重窓にするとか、こういったことになると機能強化になるので市のほうで行うということですか。
所管局	そうですね、その辺はちょっと微妙なところですが。
大野委員長	そうなのですよ。なかなか難しいのだろうなと思っていますが。
所管局	ただそうすると、ガラス戸を二重にすると空調を替えたりとかいろいろ話が出るので、その辺はケース・バイ・ケースになります。
大野委員長	その辺は十分話し合いがされない、業務がばらばらになることのデメリットが出てくるのかなという心配はあるのですが。
所管局	そうですね、おっしゃるとおりです。
田邊委員	今の件で、本格的設計業務が要るとか要らないという、大体その基準ですか。例えば塗装だとか、あるいは防水工事等々、機能回復のためということであるならば、本格的な設計業務というのはほとんど要らなくて、事業者の見積もり等々、あるいはそういう機関の見積もり等々で済むということですよ。
所管局	数量がどれぐらいあるかという調査をしてもらって、それが正しいかどうかの確認をして、実際に行ったときにそれが違っていれば精算するという形になりますよね。
田邊委員	いちいち防水工法を3つ4つ比較検討してということは、基本的には余りされないわけですよ。
所管局	物によっては単なる塗布防水をシート防水に変えるとかという可能性はあります。それも公社で行っている場合もあります。
田邊委員	それは過去の経験値によって、そうしたことがいいということが割とすぐ公社さんはわかりますよ。ということは、市の方もそれは割とわかるということでもいいのですよね。
所管局	はい、そうです。
田邊委員	概ねそういうところで分けをされていると。
大野委員長	大分時間をかけて議論してまいりましたが、ここで前回の「事業等の再整理が必要な団体」という課題を抱えながら検討を進めてきてこのような形になってきましたという説明をいただいて、それゆえに、今後はこの仕組みの中で経営を向上させていくべきだというご意見でありました。それに対して委員の中からまだはっきり、すっきりしないところがあつて、すっきりしないのはこちらの理解が不十分なところもあるかもしれませんが、委員の方々からこの団体分類等についてご意見がありましたらいただきたいのですが。
鴨志田委員	一点確認ですが、3年前に「事業等の再整理が必要な団体」に仕分けたわけですよ。3年後に経営の向上に取り組むというときに、3年前と現状で、要は今回こういう形の検証を担当部局からご説明いただいているのですが、前回も同じような内容だったのですか。
大野委員長	それは、今日の1ページ目のA3の左側の中ほど2の(2)で、

	<p>鴨志田委員 大野委員長</p>	<p>経営改革委員会の平成 23 年の提言の主なところがまとめられています。</p> <p>それが前回ですよね。</p> <p>ええ。それが 3 年前になるわけですが、それに対して今回お答えいただいたのが、市への内製化については、先ほどのデータに基づき、むしろ人員増になる、ということは財政的にもかえって圧迫するというお話で、民間活用については公正性の確保という点では課題があると。そこで対応の仕方としては、電子入札システムなり、入札監視委員会等の設置によって対応していくと。このような形での返答あるいは対応が説明されたわけです。</p> <p>ではそれであるほどそうか、この辺は市の内製化というのが無理なのかとも思います。それから、むしろそれが人員の増加あるいは財務的な圧迫を招くということであるならば、そこは私どももそれ以上のデータを持っておりませんので何とも言えませんので、そうでしょうかということになってしまいます。民間の活用が公正確保の面では難しいということに関しては、入札監視委員会等が機能し始めれば保全公社が公正性を保った入札ができるということについては、先ほどちょっと意見がありまして、そこまでするのであれば市の方に入札を委ねた方がいいのではないかなというようにお話がありました。とはいえ、それだけの対応はしてきたのだというのが市及び公社側の立場で、それを受けて、なるほどそうであれば、今後その形態をもって経営向上に取り組んでいただきたいということになるのかどうかということです。鴨志田委員のお答えになっているかどうか。</p>
	<p>鴨志田委員 大野委員長</p>	<p>基本的には私どもから申し上げた問題意識を共有いただければと。</p> <p>したがいまして、後でもう少し整理させていただきますが、私委員長としての提案は、経営向上に取り組む団体としつつも、この公正性の確保の問題や、例えば市の業務のあり方を同時に検討していただくような文章化を少ししたいなどは思っています。その点、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
	<p>各委員 大野委員長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、事務局のほうでその辺をちょっとまとめていただいて、後でまた委員会の中で幾つか言葉を整理させていただいてご意見を伺いたいと思います。</p> <p>それでは、大変長時間にわたりましたが、議題 1 の建築保全公社の再審議は終了したいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。</p>

大ごみの受付を一方的に停止して業務の履行を行わなかったということがありました。これについては、4月1日に委託を開始して4月19日には契約を解除せざるを得ませんでした。これはもともと公社が受託していた業務で、公社から民間に移した業務ですが、公社にその段階で人を急遽、前に行っていた人たちも動員しまして何とか粗大ごみの収集業務を本市として継続することができたという状況がありました。これも一つ、業者さんの履行能力の問題であったかと考えております。

それから、プラスチック製の容器包装の収集委託を行った、委託化した折ですが、このときもあらかじめ確認はしておりましたが、仕様書に定める車両台数を実際には用意していませんでした。そしてその結果、既定の作業時間を大幅に超過しても作業が終了しないことから、市民から多数の苦情等もあって、本市が直接収集を行って急場をしのぎました。ほかにも複数の仕様書違反等があり、その都度改善を促すための指示書を出して行ってきました。これは大体1カ月程度そういう混乱がこのときは続きました。

それから、今は資源集団回収で全量処理をしておりますが、本市が古紙を収集していた時期には、その収集した古紙を売却するに当たり、古紙回収業者から申告された数量で売却をしていたところ、業者が数量を少なく申告して不当な利益を得ていました。これについては、警察への告訴ですとか裁判によってそのお金を返還させるというようなことにも発展したことがあります。

こういったさまざまな問題が発生してまいりますのは、今、廃棄物の収集・運搬を行っている廃棄物業界というのが、大企業というのは前回は申し上げましたが、横浜市の基準で5000万円以上を大企業としていますが、5000万円というのは一般の基準で資本金として大きいかどうかは別にしまして、その5000万円レベルを超えるところが1社、あとの事業者はそれより小さいいわゆる中小零細と言われている事業者で、業界としても発展途上にはありますが、まだまだ未成熟な面があります。そして、新たな分野に対する履行能力ですとか対応能力が十分には備わっていないというような状況がありまして、ある意味、その反省に立って私どもが新たに収集の委託をするときには事前の研修を行うとか、指導体制を手厚くするとか、さまざまな工夫をして何とか委託を進めてきたということがあります。そういった意味で行政であるとか、あるいは公社のような公的な指導・監督というものなしに、円滑な履行が期待できないという状況、情勢というのがあると考えております。

また、もう一つは、廃棄物処理は、廃棄物を渡すときにお金も一緒に渡して有料で処理すると。普通、物の売買ですと物を渡すとお金をもらうものですが、そうではなくて、廃棄物処理はお金を払っ

		<p>てやってもらうものという状況がありますので、処理を請け負った側というのは、処理の経費をできるだけかけなければそれだけ利益が上がるという構造があります。処理を請け負った人は経費をかけずに処理したほうが当然収益は上がるわけです。それで残念なことです、最終処分場など、これも公社に委託して管理・運営を行っております南本牧の海面埋め立ての処分場が横浜市にあります、廃棄物を処理する段階に、適正な搬入ごみの中に不適正な物を紛れ込ませて、いわば不法投棄をするといった事例がいまだにありません。そういう検査をきちんと行わないと不適正搬入が行われます。これは、工場では直営で運営しておりますので直営で搬入物検査を行っております。処分場については公社が受託してやっておりますので、公社が搬入物検査を行っております。成分分析を行う簡易キット等も備えてきちんとした体制で行っております。</p> <p>こういったことから、民間事業者、今の廃棄物業界にそういった検査業務、指導的な業務を任せられるかということ、なかなか困難な状況があるということで、私どもとしては、民間事業者に対して公的な指導・監督を要するような業務の委託先としては、やはり公社が適切であると考えております。</p> <p>説明が長くなりまして大変恐縮です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>大野委員長 どうもありがとうございました。それでは、今のお話の中で、過去の業務委託に伴うトラブル、あるいは受託業者の能力の問題にかかわるところでもしご発言、ご質問があればまずいただいて、それを終えたらまた再度、傍聴席の方がいらっしゃれば入っていただくという形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問はありますか。</p> <p>田邊委員 一つだけちょっと、公社さんの存在意義はわかるのですが、今のご説明でよくわかりかねたのは、その公社さんがいろいろなところに発注するときは随意契約だということに実はクエスチョンがついています。それについては今度の金沢は入札をしますというお話がありました。ただ、過去、そういうところに何か頼むと失敗だったというのは、公社さんではなく市が直接頼んだ結果ということですね。</p> <p>所管局 そうですね、はい。公社に委託していたものを民間に移したというケースは、粗大ごみなどはまさにダイレクトにそういうケースです。</p> <p>田邊委員 公社さんの存在意義は公的使命をしっかりと果たしながらやるのだから、直接市が業者さんに発注するより、ちゃんと管理・監督ができる公社さんを入れるべきであると、こういう今のご説明だったと理解してよろしいですか。</p>
--	--	--

	<p>所管局</p> <p>田邊委員</p> <p>大野委員長</p> <p>大野委員長</p> <p>外郭団体</p> <p>大野委員長</p> <p>田邊委員</p> <p>外郭団体</p> <p>田邊委員</p> <p>外郭団体</p>	<p>はい。実は公社に対して委託しているものはさまざまな、処分場もやっておりますし、中継移送も委託しているという部分がありますが、それぞれの特性によって内容的には異なりますが、今、田邊委員がおっしゃられた全体の趣旨としてはそういう考えです。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、改めて傍聴者の方がいらっしやったらお入りいただいて議論を進めたいと思います。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>それでは再開いたします。ご質問、ご意見がそのほかにありましたらお願いいたします。</p> <p>確認しておきたいのですが、先ほど入札制度を来年度から実施するという、もう一度その仕組みを少し説明していただけますか。主体がだれであって、だれが評価をし、どういう対象に対して進めていくのかという点を。</p> <p>先ほどご説明の中にありましたように、事前に選別業務について履行の能力があるかどうか調査しまして、その中で継続した努力によってできる可能性がある、本市と同じレベルの仕事はやっていないが、できる可能性があるということで、今回そういう資格を持っている事業者さんに対して、指名の競争入札を予定しております。その中で競争性をとって、一番妥当な価格でやりたいと言った方と、来年4月開始に向けて契約を締結したいと思っております。</p> <p>ありがとうございます。関連しまして。</p> <p>指名入札は大いに構わないのですが、資格のあり・なしというのはだれがどのような手続を踏んで決定するのかということだけ教えていただきたいのですが。つまり、声はかけて、やりたいところに手を上げてもらって、それを公表し、審査し、入札参加資格ありという手続を踏めば公正性は担保できると思うので、その辺の手続がもう決まっていることがあるならば教えていただきたいと思います。</p> <p>入札に当たりまして、事前にまず横浜市の入札のためのリストに載っていること、それから、市内の事業者であること、一般廃棄物処理の資格を持っていること等を含めて絞りまして、その相手方に事前に履行業務ができるかどうかという調査をいたします。その結果、そういう業務について興味を持っているとか、やっていきたいというところについて指名をさせていただくということです。</p> <p>ということは、やりたいと手を上げたのだけれども、その絞る過程で落とされたところは公表しないということですか。</p> <p>事前に調査の段階で、該当の事業者にお聞きしていますので、それはそういった契約手続きの前に、その業務についてやっていただけるのか、それとも、実際にそういうことを処理できる能力がある</p>
--	---	--

		<p>かということをお調べさせていただきます。</p> <p>ちょっと概略をご説明しますと、まず入札参加資格というのを決めます。その際に何を条件にするかということが一つの問題になるわけですが、その横浜市の業者名簿に登録している業者で、一般廃棄物処理の許可を持っている、それで市内の業者であるということと一つ一つの縛りをかけて、その中で、その業者さんたちに参入意向があるかどうかの確認をいたします。それを聞き取りして、手を上げたところからヒアリングをして、入れるべきかどうかというのを判断するのですが、今回はヒアリングしたところは全部入っているのですよね。</p>
	所管局	
	外郭団体	そうですね。
	所管局	ですから、我々のほうで絞ってということはないということになります。
		該当するところすべてに対して入札機会を与えております。ですから、ここはだめとか、我々の方で、客観的な基準としては横浜市の名簿に登録している。
	田邊委員	条件を満たしているところについては、公社さんの方の恣意的判断によって絞ることはしていないと。
	所管局	ええ、条件に当てはまるところは全部聞いて、参入意向があるところは入っております。全部指名しています。
	外郭団体	入札をする前に、そういう意向はありますかということと該当するすべてのところにお聞きしていただき、その返ってきた答えに対して手続を踏んでいくと。その差はつけておりません。すべてについてお聞きしております。
	田邊委員	わかりました。
	鴨志田委員	何社ぐらいですか。
	所管局	19年度のときに比べて10社ほど増えて23事業者があったということです。その回答があった21社のうち、参入意欲を示したのが11社あって、それについて細かくヒアリングをしていったということです。
	遠藤委員	ヒアリングの目的は何だったのでしょうか。指名した資格というのは市の名簿に載っていることと、あと何でしたか。
	所管局	契約部がつくっている登録名簿があるのですが。
	遠藤委員	それに載っていることと。
	所管局	登録業者になっているかどうかということですね、はい。
	遠藤委員	意思があることですか。すみません、今3つか何か条件を言われていたような。
	所管局	それと一般廃棄物処理業の許可を持っていること、これは許可があるかないかの客観的な問題になります。
	遠藤委員	それだけで選ばないで、どうしてヒアリングをされたのですか。

	<p>所管局</p>	<p>排除しないというのだったら、その2つの条件を持っていたら全員手を上げさせてというのが、資格要件をつけないということだと思うのですが、そのヒアリングをした目的をお伺いしたいのですが。</p> <p>ヒアリングといいますか、参入意向があるかないかなのです。こういう業務がありますと。これを入札にかけた場合、あなたの会社では参加する意向がありますか、ありませんかというのを伺っています。</p>
	<p>遠藤委員</p>	<p>先ほどのご説明のときに、まずそういう業者さんの中から参入の意思がありますか、ないですか、ありますと言ったところからさらにヒアリングをしたというようなご説明になっていたかなと思うのですが。</p>
	<p>所管局</p>	<p>回答があった21社のうち、参入意欲を示したのが11社、それはヒアリングで確認できたということです。</p>
	<p>遠藤委員</p>	<p>ヒアリングというのは参入意思の確認ということですか。ヒアリングというのは、その意思がありますか、どうですかということですか。</p>
	<p>外郭団体</p>	<p>もう一つは、事業者さんが実際にこういった業務を履行する能力があるか。実際にプラントまで調べに行きまして、実際にどういう業務をやっているかというのを確認しながら、この業界というかこの分野で入札ができるかどうかという視点で見ました。また、財務状況のほうもチェックして、できるかどうか総合的に勘案して、そういう方法を今後とっていかうということ判断したものです。</p>
	<p>所管局</p>	<p>業者さんを選定するという作業と、入札して実施した場合に前回のような混乱が起こるか起こらないか、起こるとしたら多少のものなのか、我々が事前の手当てをすることによって防止できるものなのか、そういった観点を含めて、入札の実施の可否も含めて、その検討をせざるを得ない状況がありましたので、それを両方あわせて行っているということです。</p>
	<p>田邊委員</p>	<p>やはり絞っているんですね。確認をするために、絞られているなら絞っているということで私は全く問題ないと思うのですが、絞るなら絞った理由を明確に公表していくべきだという話を申し上げたのです。</p> <p>ところが今、いや、絞っていませんと。手を上げたところは手を上げたところでみんなオーケーなのですよというお話なのですが、もし、ヒアリングだとか、どういう言葉でもいいですが、やってみたいところに手をおろさせる過程が不明瞭だということを私は意見として申し上げます。むしろこのところが不適切だというなら、それをちゃんと明確に公表していくことが公正性だと。</p>
	<p>所管局</p>	<p>私どもとしては、事業者の皆さんに「こういう業務ですよ」というのをお示しして、「うちはできます」と言ったところはオーケー</p>

		<p>にしています。入札に参加できるようにしています。「いや、それだとうちはできない」というところは、21社のうち11社は参加しなかったということです、その我々のやり方としてもしご疑念が生まれるような部分があれば、どういう条件を示したのかという部分だとは思いますが、それは各業者さんに私どもの選別施設の業務内容をお示ししているわけですので、その分においてそれができるかできないかというご判断は事業者の皆さんがされている話かなと思います。</p>
	鴨志田委員	<p>その延長上で、お聞きしたかもしれませんが、入札は純粋に入札金額で決まると。</p>
	所管局	<p>そうですね、はい。</p>
	鴨志田委員	<p>それは、要は入札金額が一番安いところに決まるのですね。</p>
	外郭団体	<p>そうですね。</p>
	鴨志田委員	<p>それ以外の要件はない。</p>
	所管局	<p>ないです。</p>
	鴨志田委員	<p>ということはやはり、その前の段階でどこに落ちてもいいという、いわゆる選別をされて、要はクオリティーという意味でということですよ。</p>
	外郭団体	<p>それで調査をしたということです。</p>
	所管局	<p>通常ですと、変な話ですが、建設業とか土木業とか一般的な工事を発注するようなものとランクづけがされていて、市内Aとか、あるいは準大手、大手、ゼネコンというような、そういう区分の中から選んでいくという作業を通常行うのですが、廃棄物の内容としてはそういう区分はありませんから、こちらから業務内容を示して、「おたくの会社ではこういう仕事ができますか」というのを確認するというのは、私ども横浜市が発注するときでもやっております。それはやはり一律に全部出してしまいますと、実際にはできないところが入ってきてしまいますので、業務内容をあらかじめきちんと示しておくことは必要なかなと考えておりまして、今回はそういうやり方です。</p>
		<p>もう一つは、21社というのは実は入札者数としてはちょっと多い、競争性の確保では一般的には5社から10社ぐらい、7～8社程度だったらちょうどいいのかなと言われていたところですが、そういった観点からも今、11社まで手が上がったというのは、思ったよりは多かったなという状況の中で入札をしていこうという決定をしたということです。</p>
	外郭団体	<p>ですからヒアリングをして、こちらのほうで判断して入札できませんということではなくて、ヒアリングというのはあくまでもどこまで業界が成熟しているかということを試すために聞いてみるということなので、恣意的に入札を定めているということではなく、</p>

	<p>外郭団体</p> <p>大野委員長 田邊委員</p> <p>大野委員長</p> <p>所管局</p> <p>外郭団体</p> <p>大野委員長</p>	<p>入札の手を上げるのは広く、そこが入札参加資格に該当しているところが等しくあったということになります。</p> <p>参加しませんかとお声がけしたのは、最初調査をしたすべての事業者について行っていますので、そこはフェアにやっていると考えております。</p> <p>入札関係でよろしいでしょうか。</p> <p>せっかくですので、その手続が公正におやりになられているのであるならば、公正にやっていることがよりわかりやすいように公表していくことが大切。建築関係のランクづけをしたのも、結局公正性を担保するために仕組みをつくり上げた。まだちょっと未熟な業界なのですというお話はよくわかりますが、それだったらちゃんと公正に進めている。例えば 21 社が資格を持っていて、21 社に訪問し、いろいろご説明した結果、11 社の方から手が上がりますとか、あるいは上がる予定がありますという、その手続をしっかりと公表していくということが、公正さを担保する上では大切だということ意見を申し上げたいと思います。</p> <p>一つ私も、調査をしたという言葉が何回か出てまいりましたが、その調査の際に、私がイメージするのは、応札する業者の定量的な能力とか、定性的なものであるとか、そういったものをある程度示した上で、そして応募していただいて、果たしてその基準に達しているかどうかという調査を行うというイメージだったのですが、そんなものでよろしいでしょうか。</p> <p>実はその調査というのは、その業者さんを入れるか入れないかという観点ではなくて、実際に民間でどの程度の業務が行われているか。その現場を見せていただきたいというような、その意向がかなり公社としては強かったのではないかなと考えております。</p> <p>先ほど来の議論のとおり、民間の事業者が育って十分に競争できるような状況にあるかという調査ですので、個々の事業者について契約する前提としてそういうことを調べたという調査ではありません。</p> <p>できれば、外から見ている人間からしますと、例えばこういう業務を行うのであれば、マンパワーとしてどのぐらいのものを確実に提供できるか、そういう数量的に提示できるものをできるだけ示して応札してもらうようにしていただいて、そして最後はその基準に合っているかどうかの調査は当然行ってよろしいかと、行うべきだと思いますが、その後はもう金額でいくというわかりやすい仕組みにすべきです。せっかく入札制度を試験的にといいますか、可能性のある業者があるからやってみようということですので、今質問が出たようにふるい分けが恣意的な形で行われたのではないかとイメージが持たれないようにするには、その点を明確にされる</p>
--	--	---

		<p>必要があるのかなと思いました。これは意見です。</p> <p>ですから、先ほどから調査とかヒアリングという言葉がすぐ、一般的に反応するとふり分けが恣意的に、あるいは安易に「あなたは無理です」とならないよう、むしろ無理なら無理で、この基準に達していませんと言えるような仕組みにできるだけしていかれた方がいいのかなと思います。まだまだ課題の多い世界といえますか、業務を受けられる力があるかどうか、まだ十分把握できていないところがあるという前提でいろいろ苦勞されていることはよくわかりますので、可能な限りその点注意されたいかがかなと思います。</p> <p>そのほかありますか。よろしいでしょうか。ほかの質問もよろしいですか。ここが一つ大きなテーマだったわけですが。</p> <p>これも前回の改革委員会の議論に基づく団体分類では、旧分類で「事業等の再整理が必要な団体」ということでしたが、お話を伺ってかなり事業の整理が行われてきた。それで今回、資源循環局では「引き続き経営の向上に取り組む団体」としたいと。そして、できるだけ能力のある民間から応札ができるような仕組みに持っていきたいということはよくわかりましたが、恐らくその辺が一つの試金石になるのかなとは思っています。皆さんいかがでしょうか。分類としては。</p> <p>今日議論して私どもから申し上げたことを付言するというのが前提ですね。</p> <p>そうですね。その辺の公平性とか公明性とかという点を留意されて行っていただきたいということは付言させていただくかもしれませんが。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして横浜市資源循環公社にかかわる審議は終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。</p>
	<p>大野委員長</p> <p>所管局</p> <p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長</p>	<p>4 〔議題3〕 横浜市場冷蔵（株）</p> <p>それでは議題3、横浜市場冷蔵（株）についての審議を行います。</p> <p>それではまず、この略称「ハマレイ」でよろしいですか、この団体を所管する経済局中央卸売市場本場運営調整課からご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p><所管局より「経営に関する方針（素案）」説明> 【資料P13】</p> <p>どうもありがとうございます。それでは引き続き、事務局から補足の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p><事務局より論点等の説明> 【資料P15】</p> <p>ありがとうございます。それでは早速ですが、ハマレイの審議に入りたいと思います。委員の皆様から何かご質問、ご発言がありま</p>

		<p>したらお願いいたします。</p> <p>では、私から最初に。民間主体への移行の一つの大きなテーマが出資比率の引き下げということだったのですが、これが 26 年度中の見送り、この主な理由はどのように把握されていますか。</p> <p>見送りの理由ですが、一つは、今ご説明しました市場の再編というのが現在行われております。そういう中で、それにあわせてハマレイを取り巻く経営環境というのも大きく変化します。特に 27 年 3 月で一応、南部市場は中央卸売市場としては廃止しまして、4 月から新たな補完施設ということになります。それもまた皆さんが新しい環境の中で補完施設として事業を展開していく中で、実際にこれからそこをどのように軌道に乗せていくのか、まだまだ不透明なところがあります。そういう意味で一つは再編ということです。</p> <p>もう一つの理由としましては、ハマレイも設備・建物等、かなり老朽化が進んでおります。そういう中で、老朽化したものにどのように対応していくか。それはもともと市を主体とした設備・建物ですので、どういう形で対応していくかということはまだはっきりとした方針が出ておりませんでした。それがイコール、どうしても株を売却するときの、株を買われる方々から見れば事業リスクということになりますので、そのあたりの整理がまだ十分に行われていなかった、大きくこの 2 つの理由によるものです。</p>
	所管局	
	大野委員長	<p>特に 2 つ目の施設・設備の老朽化への対応ということについて、方針は全く今出ていないということなのですか。市としてどうするのですか。</p>
	所管局	<p>建物自体はかなりもう老朽化して設備もだんだん古くなっていますので、そういう中で一定の修繕等や設備の更新は行っておりますが、必ずしも計画的に行っているという状況ではないというのが現状です。</p>
	大野委員長	<p>それはやはり市が施設・設備の老朽化にどう対応するかによって、ハマレイそれ自身の評価が違ってくるだろうから、今の段階では株の値もつかないだろうし、難しいということなのですか。</p>
	所管局	<p>主要株主の方にもお聞きしましたが、そういうところで市の方針がきちんと出ないと、どうしても事業としてのリスクがありますので、そういう段階で株式を引き受けるというのはなかなか難しいというお話をいただいています。</p>
	大野委員長	<p>そうでしょうね。ということは、何と申しますか、出資比率の引き下げというのはなかなか進みにくいだろうという認識でいらっしゃるわけですか。</p>
	所管局	<p>今回、目標の期間内に達成はできませんでしたが、今言ったようなところの問題点を横浜市としては一つ整理をしますし、あと、もう少し時間がたつと南部市場の再編のほうも落ちついてくると思</p>

	<p>鴨志田委員</p> <p>所管局</p> <p>鴨志田委員</p> <p>所管局</p> <p>鴨志田委員</p> <p>所管局</p> <p>鴨志田委員</p>	<p>いますので、そういう意味で、今回の2年間の協約期間内で売却というところまではいきませんが、それに向けて準備をしていきたいと考えております。</p> <p>関連質問ですが、阻害要因として再編の問題と設備・老朽化の問題があるというご説明があったのですが、阻害要因というのをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。市場の再編については、市場側だけで決まる問題ではありませんよね。設備の老朽化についても同様だと思いますが、所管の部局内だけで決まるわけでもないですよね。そこのあたりの、要するに阻害要因がどういう形でクリアになって、どのタイミングでそれが新たな方針として示されるかという見込みについて教えていただきたいのですが。</p> <p>市場の再編につきましては、平成27年3月で中央卸売市場としては廃止いたしますが、4月以降は本場を補完する施設ということで、卸売事業者ですとか仲卸事業者ですとか、そういう方々が加工・配送・流通の場として活用するということになります。ですから、今までの通常のせりを行って魚を販売したりというのと大分事業環境が変わりますので、そういう意味で、従来の延長線上でそれぞれの会社が同じようにいくということにはならないと思います。要はそこが変わってきますと、ハマレイは南部市場でさまざまな冷凍が必要な物を預かっていますので、そういうところでの環境や売上目標が大きく変わってくるというのが具体的には一つあります。</p> <p>あと、修繕につきましては、これは実はハマレイだけではなく、市場全体がかなり、昭和の終わりから平成の頭に整備されたものですから、全般的に老朽化が進んでおります。そういう中で、どうしても予算が限られているものですから、全部計画的に修繕ということがなかなかできにくいという状況で、優先度をつけてやっておりますが、市場の冷蔵機能は市場に欠かすことができませんので、ハマレイの場合ももう少し修繕計画を会社と協議しながらつくっていききたいと考えております。</p> <p>そのご説明もわかるのですが、結局、横浜市中央卸売市場として全体をどう再編するかというのは、どちらで決められるのですか。</p> <p>再編ですか。</p> <p>ええ、先ほど再編ということをおっしゃいましたよね。ここを、いろいろ市場も動いているし、そのところをどういう優先順位をつけてやるか、その優先順位はだれがどのように決めていくかという問題もありますよね。</p> <p>施設の修繕ですね。優先順位は、限られた予算の中で私どもが開設者といいますか。</p> <p>逆にそれを決めれば設備の老朽化についての方針は決まるということなのですか。</p>
--	--	---

所管局		<p>そうですね、ただ、どうしてもやはり予算、お金の問題、兼ね合いがありますので、そこはなかなかちょっと難しいところではあります。</p>
鴨志田委員		<p>そうですね、当然予算があればスムーズにいくわけですが、要するにこのハマレイさんの株式を売却して下げていくという方針はまず決まっているわけですね。しかし、それを決めたいけれども、決めるための阻害要因があって、その阻害要因が一体どういうタイミングでクリアになるかというところが、要は進め方の手順とか、そういうものがクリアにならないと、何かどンドン時間がたってしまうような気もするのですが、そのあたりはいかがですか。</p>
所管局		<p>そうですね、それはですから今回の協約期間内でちゃんとクリアにするといいですか、整理したいと考えております。</p>
鴨志田委員		<p>協約期間はいつでしたか。</p>
大野委員長		<p>27、28年。</p>
鴨志田委員		<p>2年度中ということですか。</p>
所管局		<p>そうですね、今回2年ということで、ハマレイの中期計画が26、27、28年ということがありましたので、今回27、28年ということで協約期間内2年間ですが、そこで整理をして。</p>
鴨志田委員		<p>3年前に決まったことをもう2年間延長して、民営化に向けて、25%以下に向けて削減したいと。</p>
所管局		<p>取り組めるような形でのそういう課題について、阻害要因について整理をしていきます。</p>
外郭団体		<p>ちょっとよろしいですか。</p> <p>何で株式を、横浜市が持っている株を売却しなければいけないのか、そここのところがよくわからないのです。私どもは「民間主体の運営が望ましい団体」だと言われているのですが、民間主体ではない運営というのはどういうものなのか、この言葉の定義が、私たちもはっきり言ってわからないのです。それから、場内関係者の人も、民営化、民営化という言葉は役所は使うのですが、「民営化って何なのか」と。だからそここのところをまずきちっと定義をしてもらって、民営化とはこういうものなのだと。それから、何で株を横浜市が売却しなければいけないのかと。そここのところを明確にしないで、売るんだ売るんだばかり言っていれば、場内の関係者だって、我々の仕事に関わるような人たちだって、何のためにやるのと、こういう話になるわけです。</p> <p>彼らは昔のことを知らないのです。私はずっと経済局にいましたから、昔の役所が株を売ったときの状況をよく知っています。当時24万1000株だったか、売却しました。場内関係者に基本的には随意契約という形で売却しました。ですから、役所は株を低減化するというのだったら、その8年前にやった株式を低減化したときの反</p>

省を踏まえて今回やらなければいけないのです。ところが、相変わらずさらっと株式を売却するのだと。だれが買うのと。どういう方式で売却するのと。そこのところがはっきりしないのに、こんなことを書いたって全く意味がないと思うのです。結局その8年前に株を売ったときはどういうことになったかという、場内関係者は買えないわけです。金がなくて買えないのです。買っても流動性がない株なのです。全くその後処分できないのです。ですからずっと持っていなければいけない。金が寝ちやうわけです。そういったような状況があるのに、買ってくれ買ってくれといったって、それは買にくいでしょう。最後余っちゃったんです。10万株以上余っちゃったんです。24万1000株売るのが10万株以上余っちゃったんです。それ、どうなったと思いますか。うちの社員が買ったんですよ。希望という名の割り当てですよ、実際は。

だから私が言いたいのは、何で株を低減化しなければいけないのと。我々、外郭団体だって構いませんよと。それから、民間主体の運営といたら、これは我々、役所から何のアドバイスももらっていません。何の補助ももらっていない。融資も受けていない。債務保証もしてもらっていない。全部自力でやっているのです。それで我々は、横浜市が持っている株なんか全然欲しいわけではないのです。そういったところも総合的に考えてもらって、本当にやるのがいいのか、やらなくてもいいのだったらやる必要ないと思うのです。

だって場内関係者の意見を私、聞いてきましたよ。役所がもう今年度はやらないのだと。どういうことを言っているか。何人かの人に、だれがどうだというのは省略させてもらいますが、「二度と市の放出する株は買わない。ただ、配当は有効に使わせてもらっています。だけど、現在保有している株は買い戻してもらいたい」と。それから、「前回市が放出したときには、希望もしていないけど株を割り当てられ、借金までして購入した。今後はそういうことはないようにしてもらいたい」と。それから、「横浜市は株の売却の前にやることあるのではないかと。これは、先ほど所管局がおっしゃっていましたが、はっきりいってもう40年超えているような冷蔵庫ですよ。経済的耐用年数からいったらもうあと2年から3年、そのような冷蔵庫ですよ。株の放出の前にまず自分がやることやってくださいよと。それから話を持ってきてくださいよと。こういうことですよ。それから、「配当がなかったら横浜市に寄附をするのと同じことだ」と。「横浜市は株を売ると言ったが、投資する側の立場に立って考えてもらいたい。何が株を買うことが自分たちにとって魅力があるのか。買いたいというインセンティブが全く働いてこない。これでは買えません」と。「横浜市とはおつき合い

		<p>で多少買わなければならないとは思っているが、売却価格はできるだけ安くしてもらいたい」と、こういうのが場内関係者の意見なのです。</p> <p>そういったような状況の中で、2年間の間に株を売却するのだというのは、いかにも問題だろうと。今年度やろうと思えばはっきり言えばやれたのです。場内関係者でも、ある人は6万株だったら買っていいよと。おつき合いだったらある程度買わなければいけないなど。それから、関心を持っている人は、「私ら買えるのか」というような話も私のところに来ました。それを総合的に全部株数を足せば20万株ははるかに超えましたよ。だけど今年やめたのだったら、もう場内関係者は買う意欲はないわけです。買いたくないわけです。じゃあだれが買うのと。そういう基本方針をはっきり決めて、それで、場内関係者も言っていますが、横浜市が株を売るのでしたら、その前に自分たちがやることをちゃんとやってくださいよと。それから話を持ってきてくださいよということですから、そこら辺をやはりきちっと整理してもらって、それからやるかやらないか決めてもらいたいと私は思うのです。でも、うちの会社としては、もう横浜市から株を放出されても一切買いませんよ。えらいことになってしまっているのです。というのは、もう20数万株、私たちの会社個人で持っているのです。個人で。流動性ゼロですよ。そうしたらその株どうするのですか。持ったまま。どうにもならないですよ。私ら役員だけだって15万株持っているのですよ、15万株。この間売ったら307円ですよ。どうしてくれるのですかと、そういう話が一方であるわけですよ。それなのに平然として株を売却しますと言われたって困っちゃいますよ。だから今年度、経済局長がやめるのだと。株の売却はやめると言ったのは、私、正しい見解だろうと思いますよ。そこら辺のところを本当に、本当にやるのがどういう意味を持って、場内関係者が本当にそれで喜ぶのかといったようなことを全部整理し直す必要があると思いますね。それじゃなかったらやめてもらいたいと思いますよ。株の話は以上です。</p> <p>そういうこともありまして、今回いろいろと検討していかなければいけないということで、2年間の間に株を売却するということはこの協約では言っていませんで、その前段階のいろいろ整理をしていくということです。</p> <p>もしそうであるならば、もっと正直に書くべきだと思います。民間主体への移行はやらないと。</p> <p>これはそもそも誤解を招きます。</p> <p>誤解を招きますよね。その辺が、この段階で、そのようなお話が出てくれば、私たちももう一度検討し直さなければいけないわけですから。</p>
	所管局	
	大野委員長	
	鴨志田委員	
	大野委員長	

	<p>外郭団体</p> <p>鴨志田委員</p> <p>大野委員長</p> <p>田邊委員</p> <p>大野委員長</p> <p>鴨志田委員</p> <p>大野委員長</p>	<p>ぜひ根本に、元に立ち返って、この問題は整理してもらいたいと思います。いや、書くのは簡単ですよ。検討しますと。それは検討するでしょうけれども、実施しないのだったら検討してもらったって困るわけですよ。場内関係者みんな困っちゃうのですよ。</p> <p>外郭団体のこういう話で常に思うのは、外郭団体は横浜市を担当部局との関係の中で、担当部局にはある政策がきちっとあって、それを前提に、あるいはそれが決まらないと、外郭団体の方針も決まらないという相互の関係がありますよね。そこのあたりは担当部局のほうでぜひクリアしなくてははいけないと思います。</p> <p>ほかに。田邊委員。</p> <p>実は私がお質問しようと思ったお答えをもういただいたので提案なのですが。基本的にこの会社の将来は、ほとんど局の方針で決まるということ、まず明確にしていくことではないかと思えます。そういうシナリオがなく、この会社をどうするのだという話を議論していても全く無意味ですので、もともと市の基本計画があって、基本計画に基づいて各部局が長期計画を組んでいるはずなのです。ありますよね。その中に、この横浜市場冷蔵株式会社をどうするのだということが検討されたのかどうかです。そういうことも全くなく、売却の話ばかり先に進んでいるのはものすごくナンセンスだと思えます。それから、何より年間1億6000万円近い家賃収入を市は得ているわけです。大変そうになったらその家賃を下げればいいだけですよ。幾らでもそこでさじ加減はとれるわけですね。そういうことも明らかにしながら、じゃあこの会社をどうするののかということを決めていかないと、全部後手後手になるのではないかと思います。つまり、横浜は人口減少にはなっていないけれども、本当に流通が変わったこの時代に横浜にどの程度のこういう設備が必要なのですかと。それこそ市場は必要なのですかという、その議論もなく、いや、冷凍設備があるから、とりあえずそれを維持するのですというの、ちょっと私とすれば経営ではないと感じるので、何かそういう構想をしっかり立てないと議論ができないという感じがするのですが、いかがなものでしょうか。</p> <p>ご意見はありますか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>一市民から見て民営化って何なのかという、私自身の個人的な見解は一応持っております。というのは、やはり時代が移る中で横浜市はいろいろな業務を行っていかねばいけません。それも、人的にも財務的にも限られた中で何を優先的にやっていく。そして、公的な機関が出資してまでやらなければいけない業務、あるいは人的に派遣してやらなければいけない業務と、そうではなくて、そこまでやらなくてもちゃんと力を持っている企業などがあれば、そこに</p>
--	--	---

	外郭団体	<p>頑張ってもらえるようにすべきだろうと、そのように思っています。そのときの一つのやり方として、出資比率を下げていくということはあると思うのです。ところが今のお話は、横浜市に前にいらした方がそういう経験から、時代を見ていて、今株式の売却の条件がほとんどそろっていないと言われた。まさにハマレイをどうするのかということ、先ほどから繰り返になりますけれども、もう一度議論しないとまずいのかなという気がします。</p> <p>要するに、市場はかなり流通形態も変わってきて、流通能力を持っている大手がたくさん出てきて、市場を通さなくてもいいところもたくさん出てきている。自分でそういう冷凍施設を持っているところがどんどん出てきている。話はちょっとずれますが、ある宅配業者がいろいろな業務を広げようとしていたら、一時期公的機関がストップをかけた。だけどそれはやはり必要だった。それだけ伸びていったわけですね。やはり民間の力をもってすべきであって、市はもっとほかにやるべきことがあったらそちらをやるべきだと。私たちはその一つなのかなと理解しているわけです。それを根本的なところで議論が十分できていないとすれば、もう一度これはやり直さなければいけないのではないかと思います。</p> <p>市場の荷がもうどんどん少なくなっています。これではとてもじゃないけど3つの冷蔵庫を維持・運営していくのは大変だということで、今、大黒ふ頭にある冷蔵庫は全部市場外の荷物なのです。それで今、倉庫というのは、千葉から東京、川崎と大体40年過ぎていまして、全部スクラップなのです。もう40年前の冷蔵庫というのは今の時代に全く適合しないのです。全部スクラップになっていまして、その間に荷物は全部大黒ですとか千葉のほうだとかにどんどん流れています。ですから、私どもは外の荷物をできるだけとって、中の市場の荷物の減少をそれで補っていきたい。それをやっていかなかったら、もうはっきりいって、それこそ公的使命も果たせないような状況になっています。それだけ苦しい状況の中でやっていますが、それうちの従業員が全部やっているわけです。別に横浜市からこうしたほうがいいんじゃないかとか、こうすれば取引先がもっと増えるよとか、そんなお話なんか聞いたことがないですから。はっきりいって全部うちの会社でやっている。そのような状況の中で、横浜市の役割といたら私は、大家としての役割をきちっと果たしてもらいたいと。</p> <p>ですから今後、あそこを直すんだ、こう直すんだと口では言っていますが、今、南部の冷蔵庫なんか、クーリングタワーがもう今日か明日かみたいな話なのです。それが止まってしまったらどうにもならない。一番肝心なことは、冷媒の規制が2020年でもうR22なんていうのは使えないのです。使おうと思えば使えますよ。30</p>
--	------	--

		<p>年までは使えますが、それ以降は一切使えない。うちはマグロではR502を使っていますが、これはもう日本国中探したってガスがないのです。輸入もできないという法体系になっているわけです。そのような状況になったら冷却器はどうするのだと。これはものすごく大きな話なのです。だからこれは何年か先にそれを決めればいいという話ではなくて、大家としたらもう今決めて、このような段取りで冷蔵庫は直していくのだと。そこを早く決めてもらわないと、民間主体の運営もヘチマもみんな飛んでいってしまうわけです。</p> <p>それでなかったら、横浜市は8年前、冷蔵庫については譲渡方針というのを役所のルールの中でつくったのです。我々は本場の中にある1つの冷蔵庫を当時8000万円を買わないかという話があったのです。それからもう8年もたっています。当時8000万円ですから、今だったらほとんど金がかからないのではないかと。そういう譲渡の方法も役所が方針決裁を通していているわけですから、それに基づいてきちんと売ったらどうなのだと。「ハマレイ、これだったら買うか」というのだったら我々は、金目の話でいろいろ相談しながら、今うちの会社は9億円持っていますから、その中で対応できるのだったら十分対応していきますし、横浜市も賃料だけ入れればいいと。それはいいでしょう。そのまま持っていれば1億何千万円も毎年毎年入るわけです。だけどこちらの立場にしてみれば、1億何千万円も横浜市に毎年払っていて、配当も払っていて、それでその冷蔵庫の保全を本当にやってくれるのかどうか。それがわからないのでは安心してやっていられません。そこら辺のところをきちっとまず横浜市がこういうふうにするのだという方針を立ててもらって、うちに提示してもらって、それからどうしましょうかという話ではないかと私は思っています。</p> <p>書くのは簡単ですよ。株式の低減化を進めましょう、冷蔵庫はきちっと維持・管理していきますよと。だけど、それからもうちょっとブレークダウンして、じゃあ具体的にどのようにやっていくか、何をどうやって直していきます、株を売るとしたらこういう手順でこのようにやっていきます、そこを整理してくれないと、我々はもう議論にならないと思います。</p> <p>大野委員長 いかがでしょうか。そのような議論が、今おっしゃっているようなことを市と話し合う機会はなかったのですか。</p> <p>外郭団体 ありましたよ。だけどやはり見解がそれぞれ違いますから、なかなか一本化できないわけです。私はもう今年度株を売の話をやめたのだったら、もうずっとやめちゃえと、そこまで思いますよ。そこら辺がやはり役所の考え方と私どもの考え方となかなか一致しないわけですよ。</p> <p>大野委員長 恐らく株式の売却という問題のもっと根本的なところは、先ほど</p>
--	--	--

		<p>からおっしゃっているように、施設・設備の管理は誰が持つか、あるいは更新は誰がやるかであって、その辺の議論が整理されてくれば、株式をどうするかという問題の答えは割と出てくるのだと思うのですが。</p> <p>場内関係者も、きちっと冷蔵庫は今後何年もつのだ、あるいはいつの時点でスクラップ・アンド・ビルドをするのだ、冷媒対応はこうやってやるのだということになれば、安心するわけです。そこまで横浜市がやってくれるのかと。それだったら株をある程度取得してもいいなという話になると思うのです。だけどそれがはっきりしない。</p> <p>施設の管理責任は横浜市役所なのですか。</p> <p>そうです。大家は横浜市です。</p> <p>大家は横浜市です。</p> <p>賃料は何に対しての賃料なのですか。</p> <p>設備と建物。</p> <p>であればもう完全に責任不履行ということになりますよね。</p> <p>もちろん修繕とかそういうのは、計画的ではありませんがいろいろやっています。</p> <p>やってもらっています。けどもう 40 年超えている冷蔵庫はあるわ、片方は 38 年だとか言っている中で冷媒問題が出てきてしまったと。毎年のように修繕を繰り返しているわけです。それで横浜市の行政財産に我々が手を加える、工事をするというのはできないのです。償却もできませんし。そうすると例えば、今日冷蔵庫の扉があいて閉まらなくなってしまったと。横浜市が持っているわけですよ、扉から何から。そのような状況になったらだれがそれを直すのと。今直さなければしょうがないでしょうと。我々だったら業者をすぐ呼んで直せと、品物が腐ってしまうだろうと、こうなるのですが、横浜市がやる話になれば、業者を選んで入札をかけて、それをやったら3カ月かかってしまうわけです。そこら辺の冷蔵庫の本当の管理という話もどうしたらいいのか根本から考え直さなければいけないと思うのです。</p> <p>よろしいですか。実は逆の見方もあって、例えば土地と建物を定期借家で借りる、設備は自前でやる、じゃあ本当に何十億もかけて冷蔵設備をこれから新設しますかというのが、多分とても大切な意思決定だと思うのです。本当にその設備が市として必要ならば、市が直接全部やるべきですよ。でも、これから先、20年、30年先にマーケットがよくわからない状況の中で、市が大きな投資をするかどうかです。昔は民間のそういう設備がなかったから、市が先導してやらざるを得なかった。そういうところの共通認識を持たない限り、この問題は解決しません。</p>
	外郭団体	
	鴨志田委員 所管局	
	外郭団体	
	鴨志田委員 田邊委員	
	鴨志田委員 所管局	
	外郭団体	
	田邊委員	

	<p>外郭団体 田邊委員 外郭団体</p>	<p>3つだけちょっとお願いしたいのは、株価の算定はちゃんとしたことがあるのかということです。それから、これだけの利益を持っているのに何で自社株購入をしないのですかということです。</p> <p>発行株式を、自社でどんどん買っていつてしまえばいいじゃないですか。だから、株式を買ってくれという関係者がいるのだったら、自社株購入という手はありますよね。5000万円の資本金です。売った値段が額面だかわかりませんが、でも自社株購入という手段がありますね。</p> <p>普通こういう株式の場合は譲渡制限とかついているはずなのですが、そういうことが確認できているのかどうか。譲渡制限なしだと、株式を放出し、とんでもない人に株を持たれたら、市との訴訟問題が起きてくるかもしれないということですよね。その3つをあわせて考えていかないと、下手するとみんなに迷惑がかかる、誰も得しないという結果になりかねないという意見だけ申し上げておきたいと思います。</p> <p>その件に関して、まず、譲渡制限はありません。</p> <p>まずいですね。</p> <p>フリーなのです。フリーでもう株はあちこちに行っちゃっています。それから、自社株買いは定款に載っていないのでできません。そういうこともありまして、もうこれ以上このまま放置できないでしょうという中で株式制度の見直しと、ここの1の(2)の下のように書いてありますね。方針期間の主要目標というところで、人的関与の見直しとあわせて株式制度の見直しと記載してありますが、これはもうしょうがないと。従業員が株を持ったまま次の人に渡さなければ、その人はもう金、どうにもならないわけでしょう。しょうがないというので、今年の株主総会で決議を経て、それでもう7月から自社株の買い取りをやりたいと。ただ、そのとき横浜市が株を売ったってとんでもない話だから、横浜市には手を上げさせませんが、それでとにかく我々が、うちの従業員が持っている株は全部買い上げますと。それから今、相続でいろいろと分かれてしまって、その人たちが相続で買い戻してくれという話があります。それから場内関係者も、会社の運営が苦しいから1万株だって300円であればそこそこのお金が返ってくるわけです。そうすると運転資金に回るといふこともありますから、そのようなことを考えれば一定の金額、剰余金もまだありますから、その中で自社株買いの制度をつかって、それで買ったその株はそれこそほかには一切譲渡できませんから、将来に向けて金庫の中に入れておこうということはもう会社の中では決めました。11月の取締役会で一応そういう方向でやりますと。金額についてもおぼろげな感じですがこれぐらいでやりますと。あれは結局税金の関係でいくと全部が配当所得になってしまう</p>
--	-------------------------------	--

		<p>のです。相対の話でやればいいのですが、自社株買いをやって対応すると配当課税になってしまうとえらいことになるので、今まで買ってくれた人がみんな真っ赤になってしまうわけです。そうすると横浜市のために株を買ってやったのに、なんだ、自社株買いやって最後に税金こんなに払わなければいけないのかということもあるので、そういったようなところも頭に入れつつ、株価の算定はその6月の株主総会に提示して、きちっとした形で処理したいと思っています。</p>
	所管局	<p>株価の算定は前回売却時にやりまして、そのときは307円ということでした。</p>
	田邊委員	<p>額面が幾らのものですか。</p>
	所管局	<p>50円です。</p>
	田邊委員	<p>6倍になったということですね。</p>
	所管局	<p>そうですね。前回売却時です。その後は特に、最近はやっていません。</p>
	大野委員長	<p>それでは、本件につきましてはいかがいたしましょう。こちらでももう一度整理する必要があるような感じがしますので、今の段階で事務局の方で整理されたところを説明していただけますか。</p>
	事務局	<p>まず、今いろいろ課題が出てきたということもありまして、団体分類の方向性が一応出ておりますが、課題を整理した上でどういう方向性を出し得るか、あるいは出さないという方法もあるかと思えます。前回もありましたが、課題の提示について、課題もこちらのほうから提示する、例えば今であれば市のほうでちゃんと方針を出してからですとか、あるいは株式制度の見直しを実行した上で改めて協議するという可能性もありますので、我々のほうで今いただいたご意見等を踏まえて一回整理をさせていただいて、ご提案させていただきたいと思っております。</p>
	事務局	<p><事務局より発言の要旨を報告></p>
	大野委員長	<p>ありがとうございます。まだのみ込めていないところがあるかもしれませんが、次回また改めて審議したいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
	鴨志田委員	<p>ちょっと確認したいのですが、次回までに市として今提示されたものについては何か検討結果をご報告いただくことは可能なのですか。</p>
	所管局	<p>そうですね、次回、時間もあるとは思いますが。</p>
	事務局	<p>すみません、事務局から失礼します。協約をまとめる日程の問題もありますので、附属機関は時限設置ではないので、一部先延ばしということも可能かどうか、それは我々のほうでも検討していきたいと思っております。</p>
	所管局	<p>特に市の考え方を決めるとなりますと、2～3日で決めるという</p>

	<p>大野委員長 わけにも。当然、かなり内部で時間が必要になってきますので。恐らく今提起された問題というのは、ハマレイだけの問題ではないのです。私たち審議していきまして、やはりいろいろな団体が共通したテーマを抱えていると思います。市がどういう姿勢で団体と取り組んでいくのかというのは大きいテーマで、これは改めて落ちついてやらなければいけないテーマだと思っております。</p> <p>今回はペンディングということで終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。</p>
	<p>5 [議題4] (公財) 横浜市緑の協会</p> <p>大野委員長 それでは議題4、横浜市緑の協会についての審議を行います。それではまず、団体を所管いたします環境創造局総務課からこの協会についてのご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>所管局 <所管局より「経営に関する方針(素案)」説明>【資料P25】</p> <p>大野委員長 どうもありがとうございます。それでは、事務局から補足の説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 <事務局より論点等の説明>【資料P27】</p> <p>大野委員長 ありがとうございます。それでは、以上の説明に基づいて審議に入りたいと思います。委員の皆様から何かご発言、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>田邊委員 田邊委員、お願いします。</p> <p>2点ありまして、一つは、収益事業の強化に取り組むということで掲げられているので、その具体的な中身を、代表的なもので結構ですので教えていただきたいと思っております。詳しい数字がわかっているわけではないのですが、たしか駐車場の運営は収益事業としておやりになられていると。駐車場の運営について、さらにその収益を上げる方法などをお考えになられているのかということもあわせてご説明いただきたいと思っております。</p> <p>それからもう一点が、およそ27億円の基金があるかと思っております。ちょっと正確な数字はごめんなさい、違っていたら教えてください。かなり大きな基金があって、その基金の運用によってさまざまな緑化事業あるいはイベント等を行っているのを記憶しているのですが、本当にその事業が必要ならば、その基金運用ということではなくて、市から委託という形でその事業を行うのも方法ではないかと思っております。</p> <p>つまり、20数億円というのはかなり大きな金額なので、今後非常に厳しい財政状況に入らる中で、果たしてこの財団でその基金をもって運用していくということが適切なのかどうかということも、ご意見があれば伺いたいと思っております。</p>

	<p>大野委員長 所管局</p>	<p>以上2点です。 それでは2点についてお願いします。 収益事業の強化の点で、駐車場の運営の増等を考えているか、あるいはその強化策ということですね。</p>
	<p>外郭団体</p>	<p>それでは私の方から。 収益事業の強化策というお話でしたが、公園とか動物園、各施設で実施する事業がありますが、そういった自主事業を強化する、数多く行うことによって駐車場の利用台数が増えるということもありまして、来園者数を増やすことによって駐車場収益については増加させるように考えております。それから、飲食・販売などで、来年春にアフリカのサバンナということでズーラシアに新しくエリアができますので、そういったところに対して新規の商品を開発していくとか、レストランもありますので新しいメニューを開発していくというようなことが具体的な方策になっていくかと思えます。個別の具体策についてはまだ検討はしておりませんが、概ねそういったところですよ。</p>
	<p>所管局</p>	<p>2点目の基金の関係です。現在、基金の造成額としては29億円です。</p>
	<p>所管局</p>	<p>この基金の設立目的としましては、横浜市の都市緑化を総合的に進めていくために、行政が主体で行う公共施設の緑化だけではなくて、民有地の緑化等も含めて市民・企業等と一体となって都市緑化を総合的に進める必要があるだろうということで、市民・企業等が自らの手で緑化を進める民間緑化の拠点として、昭和59年に設立したものです。基金の造成額は25年度末現在で約29億円になっております。この29億円を運用することによって出てくる運用益を、先ほど言った民有地の緑化ですとか、あるいはスプリング・フェアといったイベントの開催、これは緑化の普及啓発に資するイベントの開催ですとか、あるいは、よこはま緑の推進団体が今1000団体ほどありますが、そういった市民団体が行う緑化活動を支援していくための事業に、その運用益を活用しているという状況です。そういった形で事業を進めておりますので、今のところ委託等によって民有地緑化を進めていくということは考えておりません。</p>
	<p>大野委員長 田邊委員</p>	<p>よろしいですか。どうぞ、田邊委員。 市自体が余裕があるときは、その29億円をプールしながらそれを運用して、それで緑化事業を進めていくという、それはわかるのですが、こういう委員会をやっているように、先々を見ると非常に厳しい財政状況の中で、資金を有効的に活用する等々をやはり考えていかないといけない段階に来ているわけです。そういう中で、そういう今おやりになられている事業が必要ならば、基金の運用益ではなくて、今後は市からの補助によって実施するというようなこと</p>

	<p>所管局</p> <p>田邊委員</p> <p>所管局</p> <p>田邊委員</p> <p>所管局</p> <p>田邊委員</p>	<p>もご検討されているかどうかというお話なのです。</p> <p>そういう意味合いであれば、先ほど言った、協会の方が行っております基金の運用益による民有地緑化推進事業というのは、民有地緑化ですとか、あるいは市民の緑化活動を支援するという、基盤的な部分を行っていただいておりますが、もう一つ、横浜市では今、みどりアップ計画というのをつくっております、その中では公共施設の緑化を基本としていますが、それ以外にも民有地緑化の部分でたらずまいみたいなところを拡充するような形で、市民の皆様のみどり税を負担していただいて、それを財源として事業を実施しております。基盤的な部分は協会が行いますが、それに付加するような部分は、市がそのみどり税を使って、みどりアップ計画の中で民有地緑化も行っているという形で今、事業を進めている状況になります。</p> <p>合計して市からの補助という形でも。</p> <p>補助というか、それについては横浜市が直接執行しているような形になります。</p> <p>ですから今、自主事業としておやりになられていることを、自主事業ではなくて、市からの委託事業というような形にして、もちろん全額ということではなくても、基金を一部でも市に戻すというか、寄附するというか、そういうことをご検討されたことは、市のサイドとしてはあるのですかという質問です。</p> <p>まず、市の委託もしくは補助事業ということになりますと、それは原資として市から交付金が出ていくわけです。そうすると、この財政状況の厳しい中で、この事業自体が先行き細々となってしまう可能性があります。それに対して今現在、協会の基金の運用の中で行っているのは、昨年度実績で 5100 万円ほどの運用益がありますが、それにプラスして、協会内の収益事業等からの補てんを 3000 万円ほど足しまして、約 8000 万円ほどの大きな事業を行っていただいております。市の財源を原資としたところではなかなかそういったような応用がきかないといった面もありますので、今現在のやり方についてはそういったメリットがあると思っております。</p> <p>もう一つ、2つ目の基金の活用といいますか、運用益ではなくて本体そのものからの活用で行うべきではないかという趣旨だと思いますが、その点については今、協会と協議を進めている状況です。</p> <p>部局としての最適化という意味ではものすごくよく理解できるのですが、市全体として厳しい財政状況の中でどうあるべきかというところについては、全然ご意見をいただいていないので、部局としての最適化ということでしたら今のご意見でごもつともだと思っておりますが、非常に厳しい財政状況が迫ってきている中で、市としてどうすべきなのかというところの中の部局であるというお答え</p>
--	--	---

		<p>ではなかったのですが、最後に意見として申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>大野委員長 それではほかの観点からでもご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>鴨志田委員 先日、視察にお伺いできなくて失礼いたしました。それゆえに理解不足の点もあろうかと思いますが、3点ほど質問させていただきます。</p> <p>まず1点目ですが、動物園です。これは今、横浜市緑の協会さんで管理されているわけですが、どういう形に分離するのか、直営にするのか等を含めて、検討の状況を教えていただきたいと思います。</p> <p>2点目は、人材、組織にかかわることです。最初の質問にも関わりますが、固有職員の幹部登用ということももちろん非常に望ましいことだと思うのですが、そこに働く人、例えば動物園の職員、あるいはそれ以外のところで働く職員からすると、一体この組織は何をやるところで、今後どういう方向に向かうのかという組織のビジョンとか、そういうものが、そこで長く働いていく上で非常に重要になると思うのです。そういう観点から、緑の協会さんとしてどういう方向で今考えていらっしゃるか、あるいは市としてどう考えていらっしゃるか。</p> <p>3点目は、緑化の協約の部分です。緑化推進事業実績を向上させますということで、具体的な目標で、よこはま緑の推進団体登録数の増加とか、花と緑の推進リーダー認定者数の増加ということがありますが、これは広い意味でというか、もちろん緑化事業に資するとは思いますが、ここに書いてあります「都市環境の保全・改善のため、緑化事業を推進します」という観点から、市としてこの緑の協会さんに期待することを遂行する上で、これで必要十分であるのでしょうか。これは質問であり、何を期待するかということ、特に緑化推進というものは捉え方によっていろいろあるわけですから。緑化率を上げていくとか、緑化についての市民の意識を啓蒙するであるとか、あるいは具体的に緑とか花をいろいろなところで普及・拡大していくとか、いろいろあると思いますが、そういう目標との関係でお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>雑駁ですが、3点についてよろしく申し上げます。</p> <p>所管局 まず1点目の検討の状況、これからの運営体制のようなお話でよろしいですか。</p> <p>鴨志田委員 それはそれで非常に重要な問題だと思いますので。</p> <p>所管局 横浜市の動物園につきましては、もともと昭和26年、野毛山動物園が直営で始まりまして。その後、体制としては、野毛山を移転しようということで、よこはま動物園ズーラシアを計画したときに</p>
--	--	---

		<p>運営形態を検討しまして、それまでの直営方式を準公営式という委託方式にし、横浜動物園ズーラシアについては平成 11 年、委託方式で緑の協会に組織をつくっていただいていたので、その後、たしか平成 15 年だと思っておりますが、地方自治法が改正されて、公の施設は委託から指定管理に移行しなさいということがありまして、ズーラシアを平成 18 年から指定管理にしました。</p> <p>その後、動物園についていろいろな検討会を開いてきて、それらを踏まえた中で、直営だった野毛山、金沢も一括で指定管理にしたほうが効率的だということで、今は 3 動物園一括で指定管理という経過を踏んでおります。</p> <p>これまで直営か指定管理かという 2 つの方法しか公立の動物園は運営方法がなかったのですが、昨年 10 月に総務省で地方独立行政法人法施行令の改正がありまして、地方独立行政法人の業務の中に動物園という業務が入った形になりました。</p> <p>昨年の 3 月まで国と、実は動物園は公園の教養施設ということなので国土交通省所管ですが、地方独立行政法人は総務省所管ですので総務省と調整しまして、法的に、地方独立行政法人法で言っている動物園というのは一体何かと。総務省と制度間調整をやっておりまして、何とかすり合わせができたので、動物園の我々の外部評価委員会で先月まで検討を行ってございまして、地方独立行政法人は適当ではないというご意見をいただいた状況になっております。</p> <p>それを受けて、要は指定管理ないしは、それ以外の方法としては市が直営でやる、または独立の法人をつくるという 3 つの方法がありますが、現状では指定管理ということになっている。そうすると、先ほどの 2 番目、3 番目の人材との関係もありますが、指定管理というのは入札をするわけですよね。とれなければそれがなくなってしまふ。とれればいいけれども、それが今後続くという保証はない。ある意味不安定な状況であると。そうしたときに、もちろんメリット・デメリットはありますが、安定化ということを考えると市が直接やるということもある。そうでないのであれば、緑の協会の事業の中での位置付けというものを再考する必要があると思っておりますが、そのあたりは今まだ踏み込まれていないのでしょうか。</p> <p>踏み込んでおります。もともと指定管理者制度についても検討会を重ねてございまして、動物園の運営のあり方について、要は公募にするか非公募にするかという議論がずっとありました。それは何かというと、動物園の特殊性ということで、今日記者発表しましてボルネオオランウータンが産まれたのですが、そういう飼育の専門技術の継承という意味で、指定管理者ですと 5 年で交代してしまふ、要は動物園の多大な資産を安全に運営してもらおう上で、そういった技術継承とか人材育成をどうしていくべきか、これは全国の自治体の</p>
	<p>鴨志田委員</p> <p>所管局</p>	

		<p>動物園で指定管理者制度をやっているところ共通の悩みです。今、市では、昨年議会にお諮りして条例を改正した際、動物園に関しては非公募 10 年で、要は期間を最大限にして取り組みたいというご提案をさせていただいています。その背景としては、やはり指定管理だどうしても嘱託雇用が横行してしまうですとか、それに伴って人材育成が難しいとか、そういう背景があります。ただし、指定管理の評価委員会では、指定管理者としては良好な運営をずっとしていただいております、運営自体は指定管理者の目的の経費の節減ですとか、効率化ということではうまくできているということで、そこをどう解決していこうか、その上で動向がどうかという議論を今、させていただいているところです。</p> <p>大野委員長 所管局</p> <p>そのほかの点について。 2点目の固有職員にとって組織のビジョン、そういったようなお話でよろしいですね。</p> <p>外郭団体</p> <p>なかなか難しいところなのですが、鴨志田委員が今おっしゃられたように、指定管理という制度がある中で5年間という制約、それがとれるかとれないかによっては大きく運営にかかわってくるということです。私どもの事業のご案内にも出ていますが、基本的によこはま緑の街づくり基金の運用益を活用した都市緑化の推進を図っています。そのほかにも、公園緑地や動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図ることによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。よって、緑化推進事業、公園事業、動物園事業、上郷森の家事業を行っているという中で、人材育成にかかわることにつきましては、今年度、人材育成ビジョンを、横浜市にもあるのですが、それを参考にしながら今、見直しております。今年度中にその人材育成ビジョンができ上がる予定ですので、それをもって来年度からと考えております。今、作成中ですのでちょっとここではお示しできませんが、そういう状況です。</p> <p>所管局</p> <p>3点目の緑化推進団体、市として期待することは何なのかというご質問についてです。今、横浜市では水と緑の基本計画ですとか、先ほどもご説明しましたみどりアップ計画等、さまざまな手法で緑を保全する、あるいは緑化を推進するということを行って来ていますが、そういうことは市民の方の理解ですとか、市民との協働みたいな形で成り立っていくものだと考えております。そういう意味で、緑の部分には市民活動が支えていくということになっていく中では、そういう市民活動を支える緑化推進業務というものがあることが非常に重要だと考えております。そういう意味で、私どもとしましては、協会にそういった市民の推進団体を増やしていただくとか、あるいはその推進リーダーを増やしていただくことを非常に期待しています。そのことによって、行政と市民が協働して緑あふれ</p>
--	--	--

		<p>るまちづくりができるのかなと考えています。</p>
大野委員長		<p>その他ありますでしょうか。ただいま出ました「よこはま花と緑の推進リーダー」となっていた方というのは、どのような活躍をされていると評価されていますか。やはりこれを推進していくことが公益的な面でもかなり意義があるとお考えだと思うのですが、実績としてはどうなのでしょう。</p>
所管局		<p>どんなことをやっているかということですか。</p>
大野委員長		<p>ええ、そういう認定をされて。</p>
外郭団体		<p>簡単に説明させていただきますと、これは街づくり基金の運用益を活用して、緑化推進事業の一環として協会がリーダーを育成して認定を行っております。それが推進リーダーということですが、よこはま緑の推進団体の会員を対象に受講生を募集しておりまして、リーダー育成講座で、緑化実習等を習得した方をリーダーとして認定しております。リーダーは各区の推進団体の連絡会と連携しておりまして、各地域での緑化活動のリーダーとして、推進団体の活動指揮などの役割を担っております。この協約にもありますが、25年度末には106人ということです。主な活動としては、緑化に関する知識や技術の向上、推進リーダー同士の連携、情報交換、情報共有という部分です。あと、所属団体での活動の活性化も大きな役割として担っておりますが、所属している18区での広域な活動ということを主な活動内容としております。</p>
大野委員長		<p>そのリーダーの皆さんは協会が期待しているような活動を十分やっというから増やしていこうということによろしいわけですね。実績を評価されていると。</p>
外郭団体		<p>そうですね、はい。</p>
大野委員長		<p>要するに、資格だけとっておしまいということではないのですね。</p>
外郭団体		<p>ああ、それは違いますね。</p>
大野委員長		<p>そのほかご質問はありますでしょうか。</p>
		<p>特になければ、今、質問についてのお答えをいただきましたので、この協会の今後の方向性について、「引き続き経営の向上に取り組む団体」でどうかということなのですが、その前に、大分まとめていただいたと思うので、事務局からかいつまんで要点を説明していただけますか。</p>
事務局		<p><事務局より発言の要旨を報告></p>
大野委員長		<p>ありがとうございます。今のまとめについて何か補足すべきことはありませんでしょうか。よろしいですか。</p>
		<p>それでは、緑の協会の今後の方向性についてですが、所管課から提案されております「引き続き経営の向上に取り組む団体」という分類で基本的によろしいでしょうか。</p>

	各委員 大野委員長	(異議なし) それでは、そのようにいたしたいと思います。これはほかの団体でもそうですが、最終的な結論についてはまた後日報告することになると思います。現段階ではそのように取りまとめたいと思います。どうもありがとうございました。
	大野委員長 事務局 事務局 大野委員長 鴨志田委員 事務局 鴨志田委員	<p>6 [議題5] (公財) 横浜市国際交流協会</p> <p>それでは、議題5です。横浜市国際交流協会ですが、この審議について、事務局からまずこの団体の方針の概要と、事前に聴取した各委員からの意見の説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。</p> <p><事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明> 【資料P37】</p> <p>それから、事前に委員の皆様からご意見をいただいておりますので、こちらについてご紹介いたします。</p> <p>いただいている意見につきましては3点ありまして、すべて出資比率に関するご意見です。</p> <p>まず、大野委員長から、出資比率の低下により市の関わり方の根拠がしばらくの間は変わってしまうとしても、お互いに基本的な枠組みはしっかりと確認し、今後の道筋を考えていく必要があるというご意見をいただいております。</p> <p>続いて、田邊委員からは、市の出資割合が大きく低下したことで、市との関係性が不明確なものになっている。今後、安定的に団体を運営していくためには、出資割合について早期の健全化が必要ではないか。また、もし、その健全化が困難であれば、市による適切な関与を確保するために、団体を解散した場合の残余財産の帰属先を市とすることを前提に、団体の解散なども視野に入れて検討する必要があるのではないかというようなご意見をいただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、横浜市国際交流協会についてですが、ただいまの説明を受けて、また、各委員の発言を受けて、この団体についての審議を進めていきたいと思います。</p> <p>私と田邊委員の意見が出ておりますが、もしほかに鴨志田委員、遠藤委員からあれば、お気づきの点がありましたら。</p> <p>国際局に移管するというご説明があったかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。</p> <p>はい。恐らく条例改正をして、組織として国際局が独立するというような形になるかと。</p> <p>政策的な位置づけは変わらないのですか。国際化ということの取組の位置づけがより高まるということは。</p>

	<p>事務局 鴨志田委員</p> <p>事務局</p> <p>大野委員長 鴨志田委員 大野委員長</p> <p>各委員 大野委員長</p>	<p>そうですね、はい。</p> <p>それを受けてこの何か強化とか、そういう方針というのは特に、市としては、現状で政策局としてはあるのでしょうか。</p> <p>組織の改正とともにという部分は、協約の中ではあらわれていません。組織の改正はある意味、市の取組ということもあって、まだ条例を提案している最中ということで協約には反映されていません。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>はい、結構です。</p> <p>この団体につきましては「引き続き経営の向上に取り組む団体」と提案されておりますし、前回の旧方針でも「引き続き経営の努力が必要な団体」となっておりますので、基本的にこの方向性そのものはよろしいとしても、いかに今度は国際局がどのような形で影響力といいますか、意向を反映させていくことができるか、その仕組みをしっかりと考えることが必要かと思えます。</p> <p>このような形での団体分類、すなわち「引き続き経営の向上に取り組む団体」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのようにまとめさせていただきます。</p>
	<p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>7 〔議題6〕(公財)横浜市シルバー人材センター</p> <p>それでは引き続きまして、横浜市シルバー人材センターに移りたいと思えます。同じように事務局から、この団体について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p><事務局より「経営に関する方針(素案)」及び論点等の説明></p> <p style="text-align: right;">【資料P47】</p> <p>続きまして、事前にいただいておりますご意見を紹介いたします。ご意見につきましては合計9件いただいております。</p> <p>まず、遠藤委員からのご意見としましては、シルバー人材センターでの就労をきっかけとした会員のニーズの変化に柔軟に対応していくために、長期的雇用につながる職業紹介の取組については、ハローワークとの連携や企業等へのPRも必要ではないかというご意見をいただいております。</p> <p>田邊委員からは2つご意見をいただいております。まずは、横浜市内に多い企業の元管理職や事務系職種の高齢者は、希望する仕事とシルバー人材センターの技能的な仕事は合わないため、シルバー人材センターになかなか登録しないということがあるのではないかと。そこで、市の高齢者施策や労働施策、地域の活性化を進める上で、例えば取材などのようなホワイトカラー層の活躍の場の確保を検討してはどうかというご意見をいただきました。また、高齢者が</p>

		<p>増える中で会員数が低下し、会員率が漸減しているのは、市内高齢者の就業ニーズとセンターが受注・提供する業務との間にミスマッチがあるからではないかということで、今後はミスマッチを解消し、高齢者の就業ニーズにこたえることで会員率を上げ、会費収入を確保するとともに、手数料について他都市の動向等を参考にしながら適宜見直しを検討し、市からの補助金の削減に努めるべきだというご意見をいただきました。</p> <p>鴨志田委員からは3件いただいております、シルバー人材センターの存在について、より一層の周知に取り組んでいただきたいということ。また、会員獲得に顕著な実績を上げている他都市の取組をベンチマークとすべきだというご意見をいただきました。また、公益的使命の達成に向けた協約項目の就業機会の提供拡大につきまして、より高い目標としてほしいというご意見をいただきました。</p> <p>大江委員からも3件いただいております、会員のニーズにこたえられているかという視点で、目標として会員満足度の向上の設定が必要ではないかと。また、発注に対して業務を提供できないというミスマッチがあるのであれば、職業別に分析することにより人材の確保や受注拡大に取り組んでいただきたい。また、会員のニーズを把握し、仕事をとりに行く営業力の強化も必要ではないかといったご意見をいただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>大野委員長 それでは、シルバー人材センターについての審議に入りますが、ただいまのまとめといたしますか、報告に対して何かご意見、ご質問はありますか。幅広くかなりもう意見は出ておりますので、どこに重点を置くかというのは難しいですが、ミスマッチをなくす、あるいはもっとニーズを掘り起こす、あるいはそれに対応する人材を確保するというので、営業・広報等をしっかりやってくださいと、こんなまとめになるかなと思っております。</p> <p>鴨志田委員 1点だけよろしいですか。この手のいわゆる人材仲介というか、サービス支援というのは当然民間でもあるわけですね。民間とすみ分けるということ、というか、要は市として特にやる意味というのを明確に設定していただく、要するに一般の民間で取り組みにくい領域というのがあると思うのです。これは恐らく、サービスを提供する人もシルバーの人であれば、受ける人もシルバーの人ですよ。こここのところのネットワークというのは、市はいろいろお持ちだと思っておりますが、この前お話を伺った限りではそこがうまく活用されていないように思います。周知の足りない部分が非常にあると思うのです。そのところの、要はよくありがちなことなのですが、せっかくだいいいものをつくっても、それが役に立たない、あるいは周</p>
--	--	---

	<p>大野委員長</p> <p>各委員</p>	<p>知されなければ宝の持ち腐れなので、もちろん内容についてはもっとブラッシュアップしていくというのはあると思うのですが、そのところの取組を強化していただきたいということをつけ加えておきたいと思います。ここにもう、内容としてはいろいろなところに入ってはいますが。</p> <p>特にほかにご意見ありませんでしょうか。それでは、この団体については、旧方針とほぼ同様の内容で「引き続き経営の向上に取り組む団体」ということですので、これについてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>大野委員長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>8 〔議題7〕 横浜市信用保証協会</p> <p>それでは、次の議題に進みたいと思います。</p> <p><事務局より「経営に関する方針（素案）」及び論点等の説明></p> <p style="text-align: right;">【資料P57】</p> <p>引き続き、事前にいただいておりますご意見を紹介いたします。</p> <p>こちらは6件ありまして、まず、大野委員長からは、信用保証につきましても、市内中小企業を活性化することによって市内経済が成り立っていることを前提として、公費で下支えをしている仕組みであると。であるならば、企業の経営支援についてIDEC等の関係機関とより連携し、効果的に実施していただきたいというご意見をいただきました。</p> <p>また、遠藤委員からは、役員について、非常勤役員であっても管理コストはかかると。こういったことを踏まえた上でスリム化を進め、意思決定の迅速化や内部管理経費の削減を図るべきだというご意見をいただきました。</p> <p>田邊委員からは、信用保証協会は中小企業の信用を補完し、資金調達を円滑にすることでセーフティーネットとなることが本来の役割であると。そのために、保証制度を周知していくことが必要であると考えているが、保証の件数や金額の増加を目的化しないように心がけるべきだというご意見をいただきました。</p> <p>鴨志田委員からは、セーフティーネットとしての機能について引き続き周知を図っていただきたいというご意見をいただきました。</p> <p>大江委員からは2点いただきまして、市独自の保証協会、これは県にもあるということで、市にも保証協会を設けているということであれば、市としてどのような分野の企業を支援していきたいのかといったことを明確にし、関係機関が連携して企業の経営支援に取り組むべきだというご意見です。また、同じく創業支援等を行っております日本政策金融公庫等の融資の取組を分析し、使い勝手がよく、魅力ある融資とすべきだというご意見もいただいております。</p>

	<p>大野委員長</p> <p>各委員</p> <p>大野委員長</p>	<p>以上です。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。それでは、本件についての審議に入りますが、これに付け加える点、あるいは修正すべき点がありましたらお願いします。いかがでしょうか。</p> <p>(追加意見等なし)</p> <p>それでは、この保証協会についても、旧方針と同じように「引き続き経営の向上に取り組む団体」として位置づけたいと思います。</p> <p>以上をもちまして今日の審議を終了したいと思います。どうも長時間にわたりありがとうございました。</p>
	<p>事務局</p>	<p>14 その他事務連絡</p> <p><事務局よりスケジュール等の説明></p>
	<p>大野委員長</p>	<p>15 閉会</p> <p>それではこれで終了させていただきます。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1：経営に関する方針（素案）</p> <p>資料2：団体概要資料</p>	